

## 自動車保険改定のご案内

いつも日新火災をお引き立ていただき、ありがとうございます。

このたび、当社は自動車保険を改定いたします。

つきましては、主な改定内容をご案内いたしますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

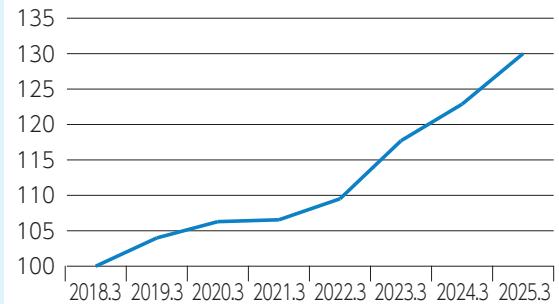
1

### 保険料の改定

#### (1) 保険料の引上げ

- 車両の高性能化により修理費が高額化していることや、近年の急激な物価上昇による修理費の上昇などを背景に1回の事故でお支払する自動車保険の保険金は増加傾向にあることを踏まえ、損害保険料率算出機構が算出する参考純率<sup>(注1)</sup>が改定されました。<sup>(注2)</sup>この改定を受け、自動車保険を安定して提供していくために保険料率の改定を行います。
- 保険料率の改定に伴い、実際にお客様にご負担いただく保険料は、引上げ傾向となります。
- ご契約のお車の種類やご契約条件によって保険料率の改定幅は異なります(引下げとなるケースもあります)ので、実際にご契約いただく保険料は、保険契約申込書などでご確認ください。

【対物賠償責任保険・車両保険の保険金単価の推移】



\*2018年3月における当社の対物賠償責任保険・車両保険の保険金単価を100とした場合の推移

(注1) 保険料のうち将来の保険金のお支払に充当する部分の保険料率について、保険会社が保険料改定の参考にできる料率です。

(注2) 2024年6月24日に損害保険料率算出機構は、金融庁に届出を行いました。詳しくは損害保険料率算出機構

ホームページをご参照ください。[https://www.giroj.or.jp/news/2024/20240628\\_1.html](https://www.giroj.or.jp/news/2024/20240628_1.html)



#### (2) 運転者年齢条件「26歳以上」および「35歳以上」のご契約における記名被保険者年齢別料率区分の細分化

- 記名被保険者の年齢別に事故が起きるリスクの較差があることから、運転者年齢条件区分を「26歳以上補償」または「35歳以上補償」で設定した場合は、記名被保険者の年齢に応じた保険料が適用されます。
- 記名被保険者の年齢に応じた保険料負担の公平性を図るため、記名被保険者の年齢が60歳以上の料率区分を細分化します。

【記名被保険者年齢別料率区分】

改定前	改定後
30歳未満	30歳未満
30歳以上40歳未満	30歳以上40歳未満
40歳以上50歳未満	40歳以上50歳未満
50歳以上60歳未満	50歳以上60歳未満
60歳以上70歳未満	60歳以上65歳未満 65歳以上70歳未満
70歳以上	70歳以上75歳未満 75歳以上

細分

#### (3) 新車割引率の見直し

- 直近のリスク実態に基づき、新車割引の割引率を見直します。

初度登録 (初度検査)から の経過月数	補償種目 対象となる自動車	改定前				改定後			
		対人 賠償	対物 賠償	人身 傷害	車両	対人 賠償	対物 賠償	人身 傷害	車両
25か月以内	自家用普通乗用車 自家用小型乗用車	7%	11%	17%	8%	9%	16%	30%	7%
	自家用軽四輪乗用車	5%	9%	18%	3%	12%	16%	26%	5%
25か月超 49か月以内	自家用普通乗用車 自家用小型乗用車	4%	4%	16%	6%	3%	11%	22%	7%
	自家用軽四輪乗用車	2%	4%	15%	3%	2%	9%	17%	4%

## (1) 車両保険の無過失事故に関する特約(相手自動車確認条件付)の改定

- 相手方に一方的な過失がある事故、ご契約のお車の欠陥や不正アクセスなどによって被保険者に賠償責任が生じない事故などに対して、保険金をお支払した場合は、ノーカウント事故として取り扱う対象に、自動運転中に生じた事故により保険金をお支払した場合を追加します。  
ただし、以下に該当する事故は、従来どおり1等級ダウン事故または3等級ダウン事故として取り扱います。
  - ・1等級ダウン事故として取り扱う車両事故(飛来中・落下中の他物との衝突等)
  - ・取扱説明書等で示す取扱いと異なる状況で自動運転機能を使用している間に生じた事故等
- この改定に伴い、特約名を「車両保険の無過失事故に関する特約(相手自動車確認条件付)」から「無過失事故に関する特約」に変更します。

## (2) レンタカー特約の改定

レンタカー特約における保険金の支払対象期間について、現行では「保険金支払の事由発生日※の翌日から起算して1年」という限度を設けていますが、この限度を廃止します。

※次のいずれかに該当する日をいいます。

- ・車両損害が発生した日
- ・走行障害または故障損害に伴い走行不能が発生した日

## (3) ロードサービス特約の改定

「走行不能」の定義における“被保険自動車が自力で走行できない状態”に、“衝突、接触など偶然な事故が発生し、被保険自動車の運転者が病院に搬送されたことによって、その運転者が被保険自動車を移動させることができない状態”を追加します。

## (4) 家族内新規運転者の自動補償特約

記名被保険者の家族等のうち、「運転者の年齢条件に関する特約」や「運転者本人・配偶者限定特約」によって限定されている運転者の範囲に該当しない方が被保険自動車を運転している間に事故を起こした場合は、次のいずれかに該当するときについても本特約による自動補償の対象とします。

- ・その方が保険期間の中途で新たに仮運転免許を取得したとき。
- ・保険始期より前に契約手続を行い、保険契約締結日から保険始期までの間にその方が新たに仮運転免許または運転免許を取得したとき。

### <特約の名称について>

ロードサービス特約は「ロードサービス費用補償特約」、レンタカー特約は「レンタカー費用補償特約(15日限度)」および「レンタカー費用補償特約(事故時30日限度)」の略称です。

このチラシは、新総合自動車保険(ユーサイド)の改定の概要を記載したものです。詳細につきましては、新総合自動車保険(ユーサイド)重要事項説明書兼パンフレットをご参照いただくか、取扱代理店または当社までご照会ください。

### 日新火災海上保険株式会社

#### 事故のご連絡

日新火災事故受付センター

 0120-25-7474

24時間・365日

#### 保険のご相談

日新火災  
テレフォンサービスセンター

 0120-616-898

9:00~18:00 (平日)  
9:00~17:00 (土日祝)

#### 各種お問合せ先

#### 代理店・営業担当

- 安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。



<https://www.nisshinfire.co.jp/contact>